

# 島根縣神社廳報

八東郡宍道町大字白石

## 「女夫岩(めおといわ)」の

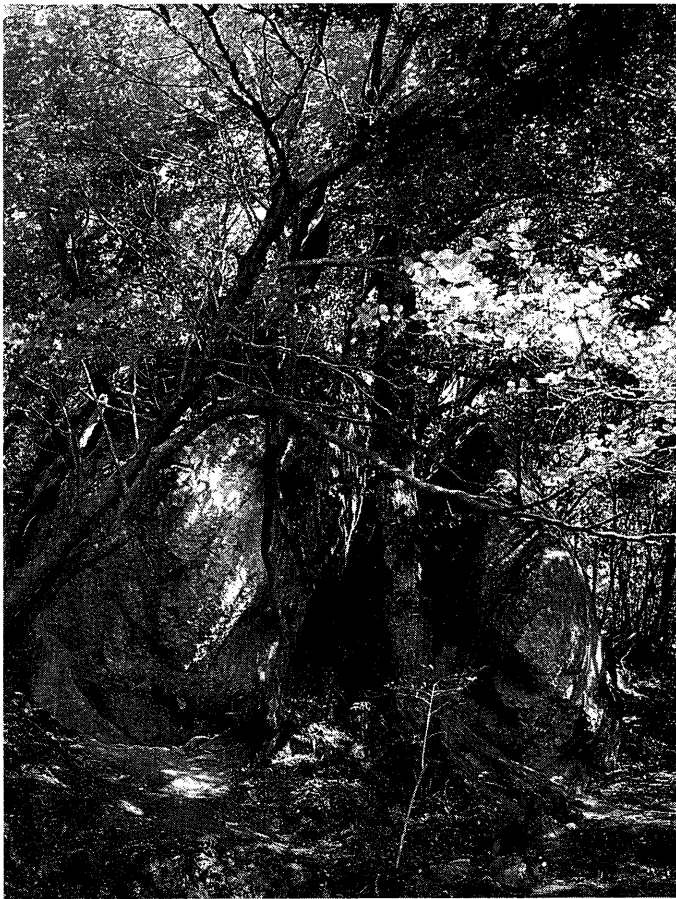
### 保存に思うこと

万九千社(斐川町神立鎮座)禰宜 錦 田 剛 志

はじめに

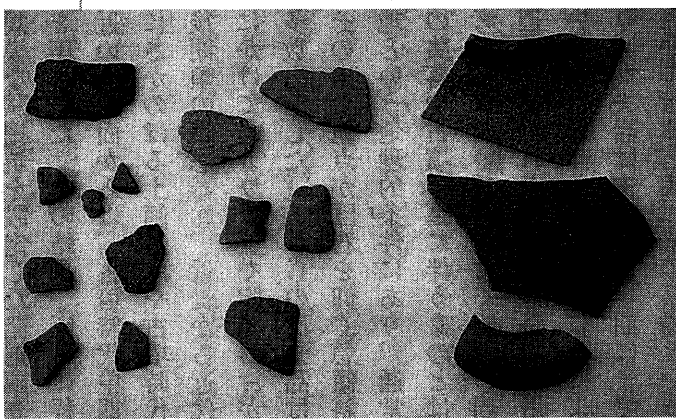
中国横断自動車道尾道松江線の

建設予定地にあたりその取り扱いは注目されていた八東郡宍道町大



No 220  
島根縣神社廳  
〒699-07  
簸川郡大社町杵築東283  
TEL 0853-53-2149  
FAX 0853-53-2582

字白石鎮座大森神社境外地(所有地)の女夫岩(夫婦岩、宍岩ともいう)とその周辺が平成九年三月、県の指定史跡となり、高速道路の設計変更(トンネル工法)によって現状保存されることがほぼ決定した。至極当然の結果であったが、所有者である大森神社宮司・氏子のもとより島根県神社庁、地元住民、考古学の研究者団体、県教育委員会、町教育委員会等がそれぞれの立場で保存を求める努力が結実したものと見えよう。関係各位



に、まずは心よりお祝い申し上げるとともにそのご尽力に敬意を表する次第である。

この度の一件は、「開発と文化財保護」とどまらず、「開発と神域の護持」という何処の神社でも身近に生じ得る重要な問題が根幹にあった。今後、道路開発や宅地造成をはじめとする種々の開発にさらされるであろう神社界にとって多くの教訓を与えるものと思われる。本稿では、女夫岩の神道上の価値と保存までの経緯を今一度整理し、今後神社界のとるべき方針を再確認してみたい。

### 「女夫岩」の価値

女夫岩は大森神社の境外地で宍道町大字白石字宍岩(ししいわ)の丘陵上にある二つの巨石を磐座(いわくら)とする祭場である。辺りは鬱蒼とした森の静寂に包まれる。巨石の直下には、構築時期の不明な石垣とテラス、石積み階段があり、その下方には約二〇〇平方メートルの広場が認められ、社殿建築を持たない神社の初

源的な姿が認められる。

女夫岩の神道上の価値は、平成八年一月二十六日付けで島根県神社庁長から日本道路公団あてに提出された要望文書に明確に述べてある。そこでは、神社庁として現状保存を求める事由を次のように述べている(以下、抜粋)。

一、古来、神道においては、自然の偉大なる力を恐れ、崇め山川草木などあらゆるものに宿る神々を崇拜し、祭祀を継承してきた。「夫婦岩」のごとき巨岩を神の依代とする「いわくら」を斎き祀ることは、その代表的な祈りの姿である。いわば、社や神社の原型を今に伝える存在であり、神道の世界観の尊厳を保持するために、未来永劫に継承すべきものである。

一、「夫婦岩」は夫婦和合の神として、古来よりこの土地に住む人々が崇敬し、信仰の対象として、侵すことなく大切に護り継いできた不動の齋庭である。子孫に継承すべき心の拠り所を現代人の合理性や経済性最優先の判断で動かしたり、取り壊すべ

きものではない。

一、『出雲国風土記』には、「宍道郷。郡家の正西三十七里なり。所造天下大神命の追ひ給ひし猪の像 南の山に二つあり。猪を追ひし犬の像 其の形石となりて、猪と犬とに異なることなし。いまに至りても猶あり、故、宍道と云ふ。」とある。

「夫婦岩」は、石宮神社と共にこの「猪の像」と云われ地元ではオオナムチノ命が御親佩された猪が岩石になったものと、今も語り継がれている。まさしく「神々の国、神話のふるさと」出雲ならではの伝承地である。

一、現在の宍道町名も、「猪の像」に由来すると云える。町名の由来が、『出雲国風土記』の時代にさかのぼり、その記述と合致する巨岩祭祀の齋庭が現存するのは全国的に例が無く、文化財としても極めて貴重な価値を有する。

さて、平成八年夏には、県教委・町教委が大森神社所有地(巨石と石垣・テラスからなる)を除く周辺の丘陵地に計十二箇所の小

規模な試掘坑を設定した発掘調査を実施した。その結果、巨石に程近い急斜面からは、古墳時代中期にさかのぼる土師器片や古墳時代後期頃の須恵器片、近世から近代にかけてのカワラケや陶磁器片が多数出土した。これらの出土品はその出土地点が巨石を仰ぐ急傾斜地という地理的条件にあり、通常の集落や古墳、墓に伴うものとは考えられない。おそらく巨石の周辺で行なわれた何らかの祭祀に用いられたものといえる。これにより、女夫岩は古墳時代中期にまでさかのぼる古代以来の祭場ということが考古学的にも裏付けられたのである。神社の成立以前のカミマツリや神社の成立過程を物語る貴重な祭祀遺跡の価値が付加されたのである。

ところで、この巨石が世間一般に広く注目されたのは、こうした磐座祭祀の視点よりも、先に述べた石宮神社の犬石・猪石とともに、『出雲国風土記』意宇郡宍道郷の地名起源伝承に登場する猪像に比定し得るのではないかとする伝承や学説による。しかし、歴史

学上、現状で風土記の記述と現存する祭場との比定は容易ではない。石宮、女夫岩とも甲乙つけがたいといえよう。むしろ神道祭祀の理念上から言えば、両者とも神話的表現に合致し得る品位と風格を十分備えた古代的な磐座祭祀の場であり、今日なお信仰や祭祀が継承されていることに意義を認めねばならない。

#### 保存に至る経緯

保存決定までの主な経緯を整理しておく。

事の発端は、平成六年三月の県教委・町教委による道路予定地内の埋蔵文化財分布調査における遺跡としての認知が始まる。八月には県教委が逸早く日本道路公団(以下、公団と称する)に対して、その歴史的価値の重要性から現地現状での保存を依頼している。

女夫岩が予定地内に存在することが公となった平成七年十一月には大森神社総代会が公団あてに現状保存を求める要望書を提出した。これに対し公団からは何らの説明、回答も無く、巨石の中央に

は真新しい道路センター杭が打たれたままであった。翌平成八年一月、大森神社を代表して秦宮司が再び要望書を提出した。この頃から新聞等の報道に度々登場することになる。

さらに同年一月、縣神社廳が公団にあてて要望書を提出し、その写しを県教委、町教委に送付し文化的価値からの協力を要請している。

二月には、宍道町教育委員会が、公団に対し保存要望書を提出した。

三月には、風土記の研究者として知られる國學院大學講師の関和彦氏が女夫岩Ⅱ猪像、石宮神社犬石Ⅱ犬像説を講演会及び新聞紙上で紹介すると共に遺跡の保存を世に訴えた。このころには宍道ふるさと伝承の会等の地元住民も遺跡見学会を開くなど行動が活発化し、新聞等の報道機関も保存運動を支援、主張する論調が目立ちだした。特に四月二十二日の山陰中央新報紙上では、一面において「横断道建設と宍道・夫婦岩Ⅱ風土記の舞台 保存の価値Ⅱ」の見

出しで論じ、翌二十三日の朝日新聞東京版(夕刊)では、「このころ」の欄で「神社は森を守るから山形と鳥根で高速道建設に抵抗Ⅱ」を掲載し、信仰の側面からこの問題の重要性を論じている。さらに、

四月二十九日の神社新報において、國學院大學日本文化研究所教授の相山林継氏が「『宍道』の名の起源Ⅱ夫婦岩の保存を願ふⅡ」として神道考古学の立場から保存を主張し、神道界にも広く知られることとなった。相山氏の論は「地域の開発のために道路が必要であることも事実であるが、現在の叡知をもってすれば千年も保存されて来た文化を破壊しなくて済むはずである。」と結んでいる。

五月初めには、当時の岩垂環境庁長官が環境保護の側面から建設省に保存を求めたことが報道された。この時点で、「女夫岩Ⅱ」は神道界にとどまらず、文化財保護や環境保護の点からも全国的に注目すべき存在となっていたことがうかがえる。

五月半ばには、宍道町の住民団体が、わずか二週間あまりで集め

た約一五〇〇人の署名を付した保存要望書を公団に提出し、六月には大森神社関係者も含む「女夫岩遺跡を守る会」が結成され保存の声が一層高まった。

七月、公団と文化的側面から取り扱い協議を進めていた県教委・町教委は、遺跡の性格をさらに解明するため発掘調査を実施し、前述の成果をあげた。

八月には、宍道町で住民による住民のための「夫婦岩遺跡を考えるⅡシンポジウム」が開催され大盛況であった。このことは、地元住民の多くに事の重大さをあらためて認識する結果をもたらしたといえる。また、この八月には、宍道町議会教育厚生委員会が住民からの保存要望を審議し、採択を議決している。

さらに、九月には、鳥根考古学会が「古代の巨石信仰を物語る全国的にも貴重な遺跡Ⅱ」として公団、県教委等へ現状保存の要望書を提出している。

こうした一連の動向の中、公団と県教委・町教委はその歴史的・文化的価値の側面から協議を重

ね、ついに平成九年三月県指定史跡となり、道路の工法変更による現状保存が決まったのである。遺跡としての認知から、凡そ三年の月日を要したことになる。

おわりに

こうして、「女夫岩Ⅱ」は護られた。保存を要望し続けた各種団体に屈することなく現状保存を主張しつづけた所有者の大森神社関係者には頭が下がる。しかし手放しで喜んでばかりはいられまい。この度は「女夫岩Ⅱ」が偶然風土記伝承との合致や祭祀遺跡という高い歴史的価値あるいは文化的価値を有していたお陰で難を逃れた感がある。これが単なる磐座祭祀の場や山川草木を祭る鎮守の森で、遺跡や文化財の範疇で一般に捉えられない存在であったならばどうであったらうか。おそらくは、地元住民をはじめ、教育委員会等行政機関の理解と協力を得ることよりもより開発側を説得することは至難の業であったらう。山川草木に神々をみる神道の世界観に

とって神域の静寂と自然の保護が如何に大切であるかを力説しても、おそらくは「公共の福祉」という大義名分の前に屈せざるを得ない場合が多いことだろう。確かに神社神道はその特性上、個人救済よりも、公共の、共同体の祭による共同体の安泰を祈願することに重きを置く傾向にある。したがって、「公共のため」という言葉にややもすれば弱いところがある。しかし、神道界いや人間にとって何が「公共の福祉」なのか、何が「公共のため」なのか、現代の言葉の表層に流されることなく、その深層にある事の本質を捉える必要がある。すなわち、公共とはただ現代社会の経済性や利害関係の中におさまるものではなく、過去から未来へと我々が継承すべき自然環境や歴史的・文化的環境の中にこそ認めべきではないだろうか。それが歴史を背負って今を生きている我々神職の責務である。

そう考えるとき、今後、神社界が直面するであろう同様の課題に如何に対処すべきか、答えは自ずと明らかにはずである。